

## 緊急自動車を運転する方へ



高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）の成立に際し、

聴覚障害者の安全な移動のため、緊急自動車の走行時には、聴覚障害者の歩行の安全の確保に努めること

が、付帯決議とされました。

聴覚障がい者の方は、サイレンの音が聞こえない又は聞こえにくいいため、緊急自動車の認知が遅れる可能性があります。

緊急自動車を運転する場合は、「相手が気づいてくれる、譲ってくれる」などの先入観を排し、聴覚障がい者の方の歩行の安全確保に万全の注意を払ってください。

サイレンの音は、自車と相手方との位置関係などの条件によっても、聞こえ方に違いがあります。  
緊急自動車の安全運転をお願いいたします。



お問い合わせ先

- 福井県警察本部交通企画課企画指導係

電話 0776-22-2880（内線5022、5023）